別記様式第１号

取　扱　基　準

名　称	新規就農者経営開始資金・農業次世代人材投資資金補助金
補助区分	運営費補助□　　事業費補助■
補助金の概要	次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、経営が不安定な就農直後（経営開始資金：３年以内、人材投資資金：５年以内）の所得を確保する資金を交付する。
目　標	数値化■　　非数値化□ 補助実績　２人 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合，ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内　　容	新規独立・自営就農者の経営開始直後の経営安定化を図るための資金
補助額及びその算定方法又は補助率	人材投資資金：経営開始１～５年目　150 万円／年 経営開始資金：経営開始１～３年目　150 万円／年 ※事業改廃により、R3 までの採択者は人材投資資金、新規採択者は経営開始資金が該当 ※交付停止要件有 <補助額が５万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
開始時期	令和 3 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 5 年 9 月 30 日
終　期	令和 6 年 3 月 31 日 （終期が３年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。 〔媒体〕
担当部署	農林水産部　農林政策課　担い手育成室 電　話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp